2 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 2件

岐阜国民年金 事案 1032

第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年8月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から昭和59年9月まで

A校を卒業して実家に戻ってから半年後ぐらいに父親が「市役所の指示で 遡って払わされた。」という怒り口調で言っていたのを帰宅後に聞いたこと を印象深く記憶している。父親が加入して納付したはずなので、申立期間が 未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A校を卒業して実家に戻ってから半年後ぐらいに父親がB市役所で加入手続したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和59年9月頃であることが確認でき、申立人が父親から聞いたとする時期と一致する。

また、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父親は、その妻と連番で制度発足当初から国民年金に加入し、満60歳までの加入期間の保険料を全て納付しているほか、申立期間当時同居していた申立人の姉は厚生年金保険被保険者期間喪失後に国民年金に切り替えて現年度納付して未納が無いなど、納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの保険料については、現年度納付が可能であるところ、当該申立期間直後の同年10月から60年3月までの保険料を現年度納付している状況を踏まえると、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料についても現年度納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立期間のうち、昭和 57 年8月から 59 年3月までの保険料は、 国民年金手帳記号番号の払出時点において、過年度納付を行うことが可能であり、B市役所では、過年度分の納付書を窓口で発行しており、同市役所内の金融機関にて納付することが可能であることからも、申立人の記憶に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 1033

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年2月までの期間及び54年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から49年2月まで

② 昭和54年2月

申立期間①については、20歳の頃には、親の経営する酒店を手伝っており、父親に手続を依頼して国民年金に加入した。毎月の保険料は、私の手伝い賃から、父親が納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。申立期間②については、昭和54年2月にA市役所の窓口で、女子職員に、「2月分までは保険料を支払います。3月からは任意喪失でお願いします。」と申し出たところ、担当者が「分かりました。」と言ったので、保険料を支払った。それから、「手続終了です。」と言われて年金手帳を受け取った。その時、「昭和54年2月分2,730円支払」と年金手帳に書き込んだ。しかし、年金記録問題が発覚した時に、社会保険事務所(当時)へ確認に行ったら、空白であった任意加入被保険者資格喪失日が同年2月5日と記入された。それを見て、資格喪失した月が違うことに気付いたので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったとする父親も既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月1日を資格取得年月日として申立人自身がA市役所にて、国民年金の加入手続の上、同年4月頃に払い出されているものの、申立期間は未加入期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける関係人の証言も得られず、その父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人から提出された国民年金手帳に、鉛筆で「昭

和54年2月分2,730円支払」と記載されているものの、この記載から国民年金保険料を納付していたと推認することは困難であり、そのほかには国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間②において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、A市の被保険者名簿では、昭和54年2月5日に任意加入被保険者資格の「喪失申出」及び同年2月20日に「喪失処理」の記載の確認ができる上、申立人は同年2月中に任意加入被保険者資格喪失の手続に同市役所へ行ったと供述しており、任意加入被保険者資格は喪失の申出が受領された日に資格喪失するため、同年2月は国民年金被保険者期間とはならず、申立期間は未加入期間となり、保険料納付は発生しなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 1034

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から同年10月まで

職場を退職した後、銀行手続(手帳の交付や納付書交付)に必要な継続手続をするため、市役所に出向いた。期限の有効範囲内で納付金額を銀行に納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるが、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年7月頃に払い出されており、申立期間は、時効により納付できない期間である上、7年7月及び同年8月の国民年金保険料が、8年11月8日に過年度納付されていることが確認できることから、国民年金の加入手続を行った後、遡って納付可能な期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。